

イタリアにおけるネットいじめ対策法制

—2017年法律第71号とその改正—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 芦田 淳

目 次

はじめに

I 経緯

- 1 2017年法の制定
 - 2 2024年法による改正
- II (2024年法による改正後の) 2017年法の主な内容
- 1 目的及び定義
 - 2 データ削除等の要請
 - 3 専門家会議
 - 4 予防及び対処のための指針
 - 5 生徒向け心理的支援サービス
 - 6 教育機関の長の役割等
 - 7 活動に対する資金提供
 - 8 県警察本部長による警告

III (2017年法改正部分等を除く) 2024年法の主な内容

- 1 未成年者の保護強化のための立法命令
- 2 尊重の日
- 3 教育機関の規則等の見直し

おわりに

翻訳：2017年5月29日法律第71号「いじめ及びネットいじめの事象の予防及び対処に関する未成年者を保護するための規定」

キーワード：いじめ、ネットいじめ、サイバーいじめ、専門家会議、警告、リベンジポルノ、インターネット、ソーシャルメディア

要旨

2017年法律第71号は、イタリアで初めてネットいじめに特化した立法であり、その要点は、①被害者からの要請に基づいてインターネット上の個人データの削除等を認めること、②統合行動計画作成等を任務とする専門家会議を設置すること、③教育機関におけるいじめ等の予防及び対処のための指針を採択し、及び改定すること、④ネットいじめを管理する際の教育機関の長の役割を定めること、⑤県警察本部長に、被害者からの請求に基づいて警告を発する権限を付与すること等であった。これに対して、2024年には、①（ネットいじめ以外の）「いじめ」の適用対象化、②家族及び様々な組織との連携強化、③専門家会議の組織及び運営の見直し、④全国レベルの指針の下での各教育機関における対応強化、⑤生徒向け心理的支援サービスの導入などといった点から、見直しが加えられた。

はじめに

本稿では、2017年5月29日法律第71号「いじめ及びネットいじめの事象の予防及び対処に関する未成年者を保護するための規定」（以下「2017年法」）⁽¹⁾を取り上げる。2017年法は、イタリアにおいて、ネットいじめ（サイバーいじめ）対策に特化した初めての立法である。同法は、関係府省や関係団体の代表者から成り、統合行動計画の作成などを任務とする専門家会議の設置や、「教育、大学及び研究省」⁽²⁾による教育機関における予防及び対処のための指針の採択などを定めるものであった。その後、適用範囲を（ネットいじめ以外の）いじめに拡大するとともに、対策を強化する2024年5月17日法律第70号「いじめ及びネットいじめの予防及び対処に関する規定及び政府への委任」（以下「2024年法」）⁽³⁾も制定されている。

以下、第Ⅰ章で、2017年法の制定及び2024年法による改正の経緯について整理する。次に、第Ⅱ章で、2024年法による改正後の2017年法の主な内容を解説する。第Ⅱ章で述べた2017年法の改正等を除いた2024年法の主な内容については、第Ⅲ章で確認する。併せて、2024年法による改正後の2017年法を訳出する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2025年4月1日、〔〕は筆者による補記である。

(1) L. 29 maggio 2017, n.71, Disposizioni a tutela dei minori per la prevenzione e il contrasto dei fenomeni del bullismo e del cyberbullismo. 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>）を参照した。同法に関する先行邦文文献には、河合美穂「第6章 ネットいじめへの技術的対応策と法的規制—欧州連合の法的規制等を中心に—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『デジタル時代の技術と社会—科学技術に関する調査プロジェクト報告書—』（調査資料2023-5）国立国会図書館、2024, pp.124-126. <<https://doi.org/10.11501/13383215>> があり、参照した。

(2) 2022年10月のメローニ（Giorgia Meloni）政権発足以降は、教育及び成績省となっている。ただし、法文上は、教育、大学及び研究省のままの箇所もあり、以下、本稿では、現行の法文に従って表記する。

(3) L. 17 maggio 2024, n.70, Disposizioni e delega al Governo in materia di prevenzione e contrasto del bullismo e del cyberbullismo.

I 経緯

1 2017年法の制定

2017年法の基となったのは、2014年1月に中道左派民主党の上院議員から提出された法律案⁽⁴⁾である。当該法律案は、「主にソーシャルネットワークを通じて、文書、写真及び映像による誹謗（ひぼう）中傷の拡散や、『敵対的な』グループの作成により被害者を傷つける」ネットいじめの深刻な状況を背景に、当該いじめの予防及び抑制が不可欠であるとの認識を示し、成立した2017年法とほぼ同じ構成の6か条から成るものであった。当該法律案は、その提出後、両議院で他の法律案を取り込み、上院では2017年1月、下院では同年5月に最終的に可決された。若干の棄権等はあったものの、ほぼ全会一致に近い投票結果であった⁽⁵⁾。

2 2024年法による改正

2017年法の制定後、2020年3月に議長に提出された両議院の児童及び青少年委員会のいじめ及びネットいじめに関する公聴会の報告書は、未成年者⁽⁶⁾のいじめ等がいまだ解決されていない問題であるとした⁽⁷⁾。そして、2017年法の見直すべき点として、次の点を指摘した⁽⁸⁾。すなわち、①適用範囲がネットいじめに限定されている点、②専門家会議が首相府に設置されているにもかかわらず、教育、大学及び研究省に調整が委ねられており、その運営が遅れている点⁽⁹⁾、③教育機関の教育活動に関して見直しが必要である点⁽¹⁰⁾、④家族の適切な参加を保障していないなど「学校中心主義」が過剰な点である。

2022年11月から2023年2月にかけて、この報告書を踏まえたものを含め、2017年法の改正等を内容とする3件の議員提出法律案⁽¹¹⁾が下院に提出され、1件の法律案に統合された後、2023年9月に可決された。当該法律案は、2024年2月に上院で修正の上、可決されたため、同年5月、修正後の法律案が下院で改めて可決され、2024年法として成立した。なお、両議院とも、全会一致での可決であった⁽¹²⁾。同法の施行日は、同年6月14日である。

(4) A.S. n.1261, XVII Legislatura. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/00752105.pdf>>

(5) 上院の最終投票結果は、賛成224、反対1、棄権6であった。Resoconto stenografico dell'Assemblea del Senato della Repubblica, Seduta n.751, XVII Legislatura, 31 gennaio 2017, p.62. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01004530.pdf>> また、下院の最終投票結果は、賛成432、棄権1であった。Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati, Seduta n.798, XVII Legislatura, 17 maggio 2017, p.33. <<https://documenti.camera.it/leg17/resoconti/assemblea/html/sed0798/stenografico.pdf>>

(6) イタリアにおいて、未成年者とは18歳未満の者を指す。

(7) Documento XVII-bis n.1, Documento della Commissione per l'infanzia e l'adolescenza a conclusione dell'indagine conoscitiva su bullismo e cyberbullismo, approvato nella seduta del 29 ottobre 2019, XVIII Legislatura, p.63. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/1145759.pdf>>

(8) *ibid.*, pp.64-65.

(9) いじめ問題に真摯かつ効果的に対応するためには、専門家会議を定期的に開催する必要があるとも指摘されている。

(10) 具体的には、教育活動について各教育機関の自治に委ねるだけではなく、全国レベルの指針の下で各教育機関の自治を強化する必要がある点、各教育機関が生徒、教師、家族及び専門家の代表者が参加するいじめ等を監視する常設会議を設置することができるようすべき点が指摘されている。

(11) A.C. n.536, XIX Legislatura. <<https://documenti.camera.it/leg19/pdl/pdf/leg.19.pdl.camera.536.19PDL0009740.pdf>>; A.C. n.891, XIX Legislatura. <<https://documenti.camera.it/leg19/pdl/pdf/leg.19.pdl.camera.891.19PDL0024650.pdf>>; A.C. n.910, XIX Legislatura. <<https://documenti.camera.it/leg19/pdl/pdf/leg.19.pdl.camera.910.19PDL0025220.pdf>>

2024年法による改正は、上述の報告書の内容に合致したものとなっており、2017年法は、当初の全7か条から全8か条に改められた。その構成は、第1条「目的及び定義」、第2条「未成年者の尊厳の保護」、第3条「統合行動計画」、第4条「教育機関における予防及び対処のための指針」、第4条の2「生徒に対する心理的支援サービス」、第5条「家族への情報提供、教育機関における制裁、支援及び回復に係る計画」、第6条「2008年3月18日法律第48号〔「2001年11月23日にブダペストで締結された欧州評議会サイバー犯罪条約の批准及び実施並びに国内法の適合に関する規範」〕⁽¹³⁾ 第12条に規定する基金に係る再資金提供」、第7条「警告」となっている。

II (2024年法による改正後の) 2017年法の主な内容

2024年法による改正後の2017年法の主な内容は、次のとおりである。なお、2017年法は、その第2条及び第6条を除いて、2024年法による改正を受けている。

1 目的及び定義

第1条⁽¹⁴⁾によれば、2017年法の目的は、加害者及び被害者となった未成年者を保護し、あらゆる形態のいじめ及びネットいじめ（以下「いじめ等」）について予防し、かつ、対処することである。同法におけるネットいじめとは、「電子的に行われ、未成年者に損害を与える、あらゆる形態の圧力、攻撃、嫌がらせ、恐喝、侮辱、中傷、誹謗（ひぼう）、なりすまし、個人データの改ざん、不法な取得、操作、不法な処理を意味し、未成年者の家族の一又は複数の構成員も対象とするオンラインコンテンツの流布であって、その意図的かつ主要な目的が、深刻な虐待、有害な攻撃又は嘲笑によって、未成年者又は未成年者の集団を孤立させることであるものを含む」。また、2024年法によって導入されたいじめの定義は、「虐待的な行為又は態度、身体的又は心理的な圧力又は暴力、自殺又は自傷行為への扇動、脅迫又は恐喝、窃盗又は損害、侮蔑又は愚弄を通して、不安、恐怖、孤立又は疎外の感情を引き起こすことに向かられた、未成年者又は未成年者の集団に損害を与える個人又は集団からの反復的な攻撃又は嫌がらせ」という幅広いものとなっている。

2 データ削除等の要請

第2条は、ネットいじめを受けた未成年者又はその親若しくは親権者が、元のデータを保存⁽¹⁵⁾した上で、インターネットで流布している当該未成年者に関するその他の全ての個人データ⁽¹⁶⁾

(12) *Resoconto stenografico dell'Assemblea del Senato della Repubblica*, Seduta n.162, XIX Legislatura, 22 febbraio 2024, p.98. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01410199.pdf>>; *Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati*, Seduta n.293, XIX Legislatura, 15 maggio 2024, p.40. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0293/stenografico.pdf>>

(13) L. 18 marzo 2008, n.48, Ratifica ed esecuzione della Convenzione del Consiglio d'Europa sulla criminalità informatica, fatta a Budapest il 23 novembre 2001, e norme di adeguamento dell'ordinamento interno.

(14) 以下、本章において、条名は、原則として2017年法のものである。

(15) 前掲注(4)で述べた法律案の説明資料によれば、元のデータの保存は、URL形式で行われることが想定されている。Servizio Studi, Dossier: Cyberbullismo - Note sull'A.S. n.1261-C, XVII legislatura, n.439, gennaio 2017, p.18. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/1000902.pdf>> なお、その後の説明資料には、元のデータの保存に関する記述は見当たらない。

について、削除又は遮断等の要請を行うことを認めている⁽¹⁷⁾。削除等の要請は、データの管理者又はインターネットサイト若しくはソーシャルメディアの管理者に提出することができる。要請を受領してから24時間以内に責任者が要請された削除等の措置を行う役割を引き受けたことを通知せず、48時間以内に措置を行わなかった場合又は要請の送付先を特定できない場合、個人データ保護機関⁽¹⁸⁾に要請を行うことができる。当該機関は、要請の受領から48時間以内に措置を行うものとする。

3 専門家会議

第3条は、いじめ等の予防及び対処のための専門家会議の設置を規定している。専門家会議は、2024年法の施行日（2024年6月14日）から30日以内に制定される教育及び成績担当大臣の命令により、教育及び成績省に、新たな財政負担なしに設置される⁽¹⁹⁾。同会議は、政府及び民間からの幅広い参加を得て、いじめ等の予防及び対処のための戦略を調整する役割を担う。

(1) 構成

専門家会議は、①関係府省の代表者、②関係機関及び関係団体の代表者、③教育及び成績担当大臣が任命した心理学、教育学及び電子的な社会コミュニケーションの分野の専門家から成る。構成員に対して、報酬等は支払われない。

(2) 任務等

専門家会議は、6ヶ月ごとに招集され、設置から180日以内に、いじめ等の対処及び予防のための統合行動計画を作成する。当該計画は、市民を対象としたいじめ等に関する情報提供及び予防に関する取組を、主に各地域の社会教育機関が、教育機関、地方団体、スポーツ組織及びサードセクター⁽²⁰⁾の組織と協力しながら実施するよう定めなければならない。なお、統合行動計画は、ネットいじめの通報及び管理の手続を定める、インターネット事業者に対するいじめ等の予防及び対処のための共同規制に関する規準⁽²¹⁾によって補完されるものとする。ま

(16) 「その他の全ての個人データ」とはいえ、削除等が行われるためには、インターネットサイトの管理者等によりネットいじめに該当すると理解されなければならず、要請における詳細な説明が重要とされる。Marcello Bergonzi Perrone, *Cyberstalking e cyberbullismo: la minaccia viene dal web*, Milano: Giuffrè, 2022, pp.92-96.

(17) 未成年者本人が要請を行う場合は、14歳以上である場合に限られる。

(18) 個人データ保護機関は、個人データ保護のため、1996年に設置された独立の行政機関で、議会により選ばれる4名の構成員から成る。芦田淳「【イタリア】個人データ保護法典等の改正」『外国の立法』No.277-2, 2018.11, p.15. <<https://doi.org/10.11501/11179147>>

(19) 実際には、2024年11月18日教育及び成績担当大臣命令（Decreto del Ministro dell'istruzione e del merito 18 novembre 2024. <<https://www.famiglia.governo.it/media/22klysql/tavolo-bullismo-e-cyberbullismo-membri.pdf>>）により設置され、第1回目の会合が2025年2月25日に開催された。“Tavolo tecnico per la prevenzione ed il contrasto del bullismo e del cyberbullismo.” Dipartimento per le politiche della famiglia website <<https://www.famiglia.governo.it/it/politiche-e-attivita/infanzia-e-adolescenza/bullismo-e-cyberbullismo/tavolo-tecnico-per-la-prevenzione-ed-il-contrastodel-bullismo-e-del-cyberbullismo/>> なお、2024年法による改正前は、首相令により、首相府に専門家会議が設置されると規定されていたほか、後述する「心理学、教育学及び電子的な社会コミュニケーションの分野の専門家」が構成員として想定されていない、開催頻度について定めがないといった相違があった。

(20) サードセクターについて、2016年6月6日法律第106号第1条は、文化、連帯及び社会的利益のために非営利で設立された民間団体であって、補完性の原理を具体化し、それぞれの規約又は設立文書に従い、無償の自発的活動、相互扶助又は財及びサービスの生産若しくは交換によって、一般的利益に関わる活動を促進し、及び実現するものと定義している。そのため、日本において、地域開発事業等を行うために公共部門と民間部門とが共同出資して作る事業主体を指すいわゆる「第三セクター」（法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第5版』有斐閣, 2020, p.750）とは異なる。

た、専門家会議の任務として、いじめ等の動向を監視し、郵便通信警察⁽²²⁾その他警察と協力して未成年者を保護するためのコンテンツの監督を行うことを目的としたデータ収集システムの構築も挙げられている。

専門家会議の活動成果については、毎年12月31日までに、教育及び成績担当大臣が上下両院に報告書を提出する。他方、郵便通信警察は、ネットいじめへの対処措置の成果について、毎年、専門家会議に報告を行う（第6条）。

4 予防及び対処のための指針

教育、大学及び研究省は、司法省少年司法及び共同体司法局の意見を聴取して、教育機関におけるいじめ等の予防及び対処のための指針を採択し、2年ごとに改定する責任を負う（第4条）。各教育機関は、その自治の範囲内で、当該指針に従い、いじめ等の予防及び対処のための内部規準を採択し、生徒、教師、家族及び専門家の代表者の参加する常設監視会議を設置する⁽²³⁾。また、各教育機関は、当該指針をその規則（脚注(32)参照）に取り込み、警察及び各地域の団体と協力しながら、いじめ対策の調整役となる教員を1名選出する。

当該指針は、2017年及び2021年に採択されている。2021年1月13日（教育省）省令第18号及び同年2月18日（教育省）通達第482号⁽²⁴⁾により公布された2021年の指針は、教育機関の長及び教職員が生徒に悪影響を及ぼす現象について理解し、軽減し、及び対処することを可能にするものと位置付けられている⁽²⁵⁾。当該指針は、いじめ等に対処するための有用なツール及び優良な実践例を提示するとともに、2017年の指針で示されたツール（ELISA プラットフォーム⁽²⁶⁾を通じた、いじめを担当する教員向けのeラーニング研修）の分析などを提供するものとなっている。さらに、2021年の指針においては、緊急事例への迅速な介入手法の重要性が強調され、警察又は司法当局に犯罪又は危険な状況を報告するための様式が含まれているなど、ネットいじめ事案への組織的な対応能力の向上が指摘されている⁽²⁷⁾。

(21) 当該規準は、経済発展省（2022年10月のメローニ政権発足以降は、企業及びメイドインイタリー省となっている。）が2014年に策定したネットいじめに対処するための自主規制規準の経験をいかしたものとすることが2020年の専門家会議で確認されている。“Cyberbullismo: riunione del tavolo tecnico,” 5 marzo 2020. Dipartimento per le politiche della famiglia website <<https://www.famiglia.governo.it/it/politiche-e-attivita/comunicazione/notizie/cyberbullismo-riunione-del-tavolo-tecnico/>>

(22) 郵便通信警察は、1981年に創設された国家警察の機関で、情報犯罪の予防及び対処、憲法で保障された信書の秘密及び全ての形態の通信の自由の保障を担う。“Presentazione.” Commissariato di P.S. on-line website <<https://www.commissariatodips.it/profilo/presentazione/index.html>>; “Storia.” Commissariato di P.S. on-line website <<https://www.commissariatodips.it/profilo/storia/index.html>>

(23) この規定は、2024年法により追加されたものである。

(24) Decreto Ministeriale n.18 del 13 gennaio 2021, Linee di Orientamento per la prevenzione e il contrasto del Bullismo e il Cyberbullismo. <<https://www.mim.gov.it/-/decreto-ministeriale-n-18-del-13-gennaio-2021>>; Circolare n.482 del 18 febbraio 2021, Linee di Orientamento per la prevenzione e il contrasto del Bullismo e Cyberbullismo - aggiornamento 2021 - per le istituzioni scolastiche di ogni grado. <<https://www.mim.gov.it/-/circolare-n-482-del-18-febbraio-2021>>

(25) “Linee guida prevenzione e contrasto.” Ministero dell’Istruzione e del Merito website <<https://www.mim.gov.it/linee-guida-prevenzione-e-contrast>>

(26) 教育省（ママ）がフィレンツェ大学と協力して2018年10月に稼働させた、いじめ等に係る責任者である教員を主な対象としたeラーニング課程である。“Piattaforma Elisa.” Ministero dell’Istruzione e del Merito website <<https://www.mim.gov.it/piattaforma-elisa>>

(27) Paolo Emilio De Simone e Mariella Spata, *Il cyberbullismo e i reati dell’era digitale*, Santarcangelo di Romagna: Maggioli, 2024, p.215.

5 生徒向け心理的支援サービス

2024年法で加えられた第4条の2は、生徒に対する心理的支援を目的とした規定である。この規定により、州は教育機関からの要請に応じて、その全ての等級及び年次において心理的支援を提供する取組を講ずることができる。この取組は、新たな財政負担をもたらすものであつてはならず、州学校局との協定を通じて実施することもできる。この取組の目的は、①生徒の人格の発達及び育成を助長すること、②危険因子又は生きづらい状況を予防することである。なお、この取組は、家族の関与も想定している。

6 教育機関の長の役割等

第5条は、教育機関におけるいじめ等を管理する際の教育機関の長の役割について規定しており、2024年法により詳細化された⁽²⁸⁾。教育機関の長は、管理する教育機関の生徒が関わるいじめ等に対して、認識した時点で対応することが求められている。その際、教育機関の長は、第4条に規定する指針に定められた手続に従う。教育機関の長は、関係する未成年者の親又は親権者に適時に情報提供し、当該未成年者に対する適切な教育的取組を推進するものとする。これには、教育機関による調停に同じ学級の生徒を参加させることが含まれる。さらに、特に深刻な場合や、当初の教育的取組では解決できない反復的な違反行為があった場合、教育機関の長は、当該事案を管轄当局に報告するものとする。これは、1934年7月20日緊急法律勅令⁽²⁹⁾第1404号「未成年者裁判所の創設及び機能」(以下「1934年勅令」)⁽³⁰⁾第25条⁽³¹⁾に規定されている再教育措置を開始するために必要な措置である。

また、第5条は、各教育機関の規則⁽³²⁾及び共同責任教育協定⁽³³⁾の見直しも規定している。2017年法の制定を受けた段階では、当該協定等を改め、ネットいじめの明確な定義を追加し、明確かつ適切な制裁措置やネットいじめの予防及び管理のための教育措置を設けるなどの事例が見られる⁽³⁴⁾。

(28) 2024年法による改正前は、ネットいじめを認識した場合、親権者等に適時に情報提供し、適切な教育的措置を講ずることのみが規定されていた。

(29) 緊急法律勅令とは、緊急かつ絶対的な必要がある非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する勅令で、公布後2年以内に、法律に転換されなければその期限の日に失効する。1926年1月31日法律第100号「法規範を公布する執行権の権能」(L. 31 gennaio 1926, n.100, Sulla facoltà del potere esecutivo di emanare norme giuridiche.) 第3条に基づく。ただし、同法は、既に廃止されている。

(30) R.D.L. 20 luglio 1934, n.1404, Istituzione e funzionamento del tribunale per i minorenni. (convertito con modificazioni dalla L. 27 maggio 1935, n.835.)

(31) 2024年法は、当該勅令第25条にも大幅な改正を加えている。改正後の同条は、人、未成年者及び家族裁判所(旧・未成年者裁判所)の検察官について、未成年者が、明らかに不適切な行動若しくは性格を示している場合又は人、動物若しくは物に対して攻撃的な行動(集団で行われる場合及び電子的な手段を用いて行われる場合を含む。)若しくは他者の尊厳を傷つけるような行動を行っているという情報を得た場合、必要な情報を収集した上で、調停手続を開始するための条件を確認するか、又は、未成年者、その親若しくはその他親権者から意見を聴取して、社会福祉機関の指導及び監督の下、再教育的及び修復的な目的を持つ教育計画の実施を、理由を付した命令により、同裁判所に対して要請することができると規定している。

(32) 各教育機関の規則は、生徒の義務、学校コミュニティ内の関係の適正な発展、各学校固有の状況に関する規律違反行為、それに対する制裁、制裁を科す権限を有する機関及び制裁手続について定めるものである。1998年6月24日共和国大統領令第249号第4条第1項

(33) 共同責任教育協定は、教育機関、生徒及び家族の関係における権利及び義務を詳細に定めることを目的とする文書で、生徒及びその親は入学時に当該文書に署名することを求められる。同第5条の2

(34) De Simone e Spata, *op.cit.*(27), pp.208-210. ただし、2021年に教育省が公開したデータによれば、いじめ等の状況に対処するための手続を実施した学校は50%に満たないとの指摘もある。A.C. n.536, *op.cit.*(11), p.4.

7 活動に対する資金提供

インターネットの安全な利用並びにネットいじめの予防及び対処を目的とした、教育機関及び地域における育成活動のために、「インターネット上の児童ポルノへの対処及び国家の利益に関わる情報通信基盤の保護のための基金」(2008年3月18日法律第48号により設立)に追加支出を行う(第6条)。その金額は、2017年度、2018年度及び2019年度の3年間について、各20万3000ユーロ(約3207万円)⁽³⁵⁾とされた。

8 県警察本部長による警告

14歳以上の未成年者が、他の未成年者に対して、インターネットを介したものを含め、名誉毀損、中傷、脅迫、性的に露骨な画像等の不法な流布(いわゆるリベンジポルノ)及び個人データの不法な処理を行った場合、県警察本部長は、被害者からの請求に基づいて警告(ammonimento)⁽³⁶⁾を発することができる(第7条)。なお、対象となる行為は、2024年法による改正まで、インターネットを介した名誉毀損及び個人データの不法な処理にとどまっていた。警告を行うに当たっては、県警察本部長、請求を受けた未成年者及びその親又は親権者の三者が面会する⁽³⁷⁾。県警察本部長は、請求に根拠があると判断すれば、加害者である未成年者に口頭による警告を与え、法律に従った行動を取るよう求める。警告は、それを受けた未成年者が成人に達した時点で無効となる。警告は、いじめ等の状況に介入する効果的な手段であり、予防措置であるとともに、教育的な措置であるとの評価が見られる⁽³⁸⁾。

III (2017年法改正部分等を除く) 2024年法の主な内容

2024年法は全6か条から成り、第1条は上述した2017年法の改正、第2条は脚注(31)で述べた1934年勅令の改正について規定している。また、第6条は、2024年法の規定が原則として新たな財政負担をもたらさないとする規定である。以下では、残りの3か条について、主な内容を確認する。

1 未成年者の保護強化のための立法命令

第3条⁽³⁹⁾は、いじめ等の予防及び対処のために、被害者及び加害者である未成年者の保護を強化するための立法命令⁽⁴⁰⁾を、2024年法施行から12か月以内に制定するよう、政府に委

(35) 1ユーロは、約158円(令和7年4月分報告省令レート)。

(36) ここでいう警告は、2009年2月23日緊急法律命令第11号第8条第1項及び第2項に基づくものである。その内容は、次のとおりである。第1項「刑法典第612条の2【ストーカー行為】及び第612条の3【性的に露骨な画像等の不法な流布】に規定する犯罪について告訴が提起されない限り、被害者は、[被害の]事実を公安当局に報告し、県警察本部長に行方不明者に対する警告を求めることができる。この請求は、遅滞なく県警察本部長に伝達される。」、第2項「県警察本部長は、必要に応じて捜査機関から情報を収集し、事実を知っている者から事情を聴取した上で、その請求に根拠があると認めた場合、[警告]措置が求められた者に対して口頭で警告を行い、法律に従った行動を取るよう求め、その内容を調書に作成する。調書の写しは、警告の請求者及び警告を受けた人物に交付される。[後略]」

(37) De Simone e Spata, *op.cit.*(27), p.211.

(38) *ibid.*, p.212.

(39) 以下、本章において、条名は、2024年法のものである。

(40) 立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。

任している。当該立法命令を制定する際の原則及び指針としては、①24時間無料で利用することができ、いじめ等の被害者に対して、初期対応としての心理的支援及び法的支援を行う電話番号「児童緊急事態 114」を設けること、②基本的な特徴を調査し、最も危険にさらされている者を特定するために、国家統計局（ISTAT）に対して、いじめ等の現象に関する調査を2年ごとに実施させること、③電子通信ネットワークを介した通信サービス及び情報サービスの提供者と利用者との間で締結される契約に、未成年者の不法行為によって生じた損害に対するその親の責任に関する規定及び未成年者を保護するための措置を盛り込むことなどが挙げられている。

2 尊重の日

第4条は、他者に対する尊重、心理的及び身体的な非暴力に関する意識の向上、あらゆる形態の差別及び虐待への対処について深く考察する特別な日として、毎年1月20日を「尊重の日（Giornata del rispetto）」とする⁽⁴¹⁾。この日は、官公庁の勤務時間の短縮や、教育機関の休業を意味するものではなく、同日までの1週間、公立及び私立の教育機関が、2024年法で定められる活動について理解を深めるための教育活動を行うことが想定されている。

3 教育機関の規則等の見直し

第5条は、各教育機関の規則に、当該教育機関が、いじめ等に関連する事件の発生を予防するための条件整備に段階的に取り組むと定めることとした。また、共同責任教育協定においては、①教育機関又は担任の教員が生徒及びその家族のために企画する、インターネット使用等に関するカリキュラム内外の全ての教育活動を明記することとし、②いじめ等、アルコール又は麻薬の使用又は濫用、依存症の事例が報告された場合に、家族と教育機関が協力し、その解決に協力することを規定することとした。

おわりに

制定当初の2017年法は、ネットいじめについて予防し、対処することにより、未成年者の保護を実現しようとするものであった。当時の2017年法の要点は、①被害者からの要請に基づいてインターネット上の個人データの削除等を認めること、②首相府（現在は、教育及び成績省）に、ネットいじめの対処及び予防のための統合行動計画作成等を任務とする専門家会議を設置すること、③教育、大学及び研究省（現在は、教育及び成績省）が、教育機関におけるネットいじめの予防及び対処のための指針を採択及び改定すること、④ネットいじめを管理する際の教育機関の長の役割を定めること、⑤県警察本部長に、被害者からの請求に基づいて警告を発する権限を付与することと、まとめられるであろう。

これに対して、2024年法は、①（ネットいじめ以外の）「いじめ」の適用対象化、②家族及び様々な組織等との連携強化、③専門家会議の組織及び運営の見直し、④全国レベルの指針の

(41) 2020年9月、友人を助けようとして暴行を受け、死亡した青年ウィリー・モンテイロ・ドゥアルテ（Willy Monteiro Duarte）を追悼して、彼の誕生日である1月20日が選ばれた。Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati, Seduta n.291, XIX Legislatura, 13 maggio 2024, p.34. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0291/stenografico.pdf>>

下での各教育機関における対応強化、⑤生徒向け心理的支援サービスの導入などといった点から、2017年法に見直しを加えた。

今後、2024年法による改正を経て設置された専門家会議による統合行動計画作成や、教育及び成績省による新たな指針の採択などが予定されており、引き続きその動向が注目される。

(あしだ じゅん)

2017年5月29日法律第71号
「いじめ及びネットいじめの事象の予防及び対処に関する
未成年者を保護するための規定」

LEGGE 29 maggio 2017 , n.71,

Disposizioni a tutela dei minori per la prevenzione e il contrasto dei fenomeni del bullismo e del
cyberbullismo.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 芦田 淳訳
調査及び立法考査局イタリア法研究会訳

【目次】

- 第1条 目的及び定義
- 第2条 未成年者の尊厳の保護
- 第3条 統合行動計画
- 第4条 教育機関における予防及び対処のための指針
- 第4条の2 生徒に対する心理的支援サービス
- 第5条 家族への情報提供、教育機関における制裁並びに支援及び回復に係る計画
- 第6条 2008年3月18日法律第48号第12条に規定する基金に係る再資金提供
- 第7条 警告

第1条 目的及び定義

1. この法律は、特に、不法行為の被害者及び加害者の立場にある未成年者に対する予防のための行動並びに配慮及び保護の戦略によって、あらゆる形態のいじめ及びネットいじめの事象について予防し、対処することを目的としており、その際、教育機関、正規でないものを含む教育活動を行う地方団体⁽¹⁾、スポーツ組織及びサードセクター⁽²⁾の組織において、また、テクノロジーの正しい利用についてその子を指導し、及び当該利用を監督する義務を有する

* この翻訳は、制定後の改正を経た “LEGGE 29 maggio 2017, n.71, Disposizioni a tutela dei minori per la prevenzione e il contrasto dei fenomeni del bullismo e del cyberbullismo.”（脚注では、以下「2017年法」）を訳出したものであり、イタリア法研究会の令和6年1月から令和7年3月までの活動の成果である。当会の構成メンバーは、芦田淳、小澤隆、山岡規雄である。なお、翻訳の調整は、芦田が中心となって行った。訳文中〔 〕は訳者が原語又は訳文を補記したものであり、脚注は全て訳者によるものである。以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>）を参照した。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月1日である。

(1) 憲法は、地方団体として、コムーネ（基礎的自治体）、県及び大都市を挙げている。

(2) サードセクターについて、2016年6月6日法律第106号第1条は、文化、連帯及び社会的利益のために非営利で設立された民間団体であって、補完性の原理を具体化し、それぞれの規約又は設立文書に従い、無償の自発的活動、相互扶助又は財及びサービスの生産若しくは交換によって、一般的利益に関わる活動を促進し、及び実現するものと定義している。そのため、日本において、地域開発事業等を行うために公共部門と民間部門とが共同出資して作る事業主体を指すいわゆる「第三セクター」（法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第5版』有斐閣、2020, p.750）とは異なる。

親権者に関して、年齢による区別なく、育成的及び教育的な性質の行動を優先し、並びに介入の実施を確保するものとする。

- 1-2 この法律において「いじめ」とは、虐待的な行為又は態度、身体的又は心理的な圧力又は暴力、自殺又は自傷行為への扇動、脅迫又は恐喝、窃盗又は損害、侮蔑又は愚弄を通して、不安、恐怖、孤立又は疎外の感情を引き起こすことに向けられた、未成年者又は未成年者の集団に損害を与える個人又は集団からの反復的な攻撃又は嫌がらせを意味する。
2. この法律において「ネットいじめ」とは、電子的に行われ、未成年者に損害を与える、あらゆる形態の圧力、攻撃、嫌がらせ、恐喝、侮辱、中傷、誹謗〔ひぼう〕、なりすまし、個人データの改ざん、不法な取得、操作、不法な処理を意味し、未成年者の家族の一又は複数の構成員も対象とするオンラインコンテンツの流布であって、その意図的かつ主要な目的が、深刻な虐待、有害な攻撃又は嘲笑によって、未成年者又は未成年者の集団を孤立させることであるものを含む。
3. この法律において「インターネットサイトの管理者」とは、2003年4月9日立法命令第70号〔「域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の特定の法的側面に関する指令 2000/31/EC⁽³⁾ の実施」〕⁽⁴⁾ 第14条、第15条及び第16条に規定する者以外の情報社会サービス提供者であって、インターネット上で、第2項に規定する行為を見いだすことができるサイトのコンテンツを管理する者を意味する。

第2条 未成年者の尊厳の保護

1. この法律の第1条第2項に規定する行為を受けた14歳以上の未成年者及び未成年者の親又は親権者は、[データの]取扱管理者又はインターネットサイト若しくはソーシャルメディアの管理者に対して、関連するURL(Uniform resource locator)を通して明白に特定されるこの法律の第1条第2項に規定する行為が、2003年6月30日立法命令第196号で定める個人データの保護に関する法典⁽⁵⁾第167条〔「データの不法な処理」〕又はその他犯罪規範に定められた構成要件に合致しない場合であっても、元のデータを事前に保存して、インターネットで流布している当該未成年者に関するその他の全ての個人データの非公開、削除又は

(3) 同指令の翻訳については、井奈波朋子訳「外国著作権法令集（58）—EU 指令編 電子商取引指令—」公益社団法人著作権情報センター、2021. <https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_03.pdf> を参照した。

(4) D.Lgs. 9 aprile 2003, n.70, Attuazione della direttiva 2000/31/CE relativa a taluni aspetti giuridici dei servizi della società dell'informazione nel mercato interno, con particolare riferimento al commercio elettronico. なお、ここで引用されている第14条、第15条及び第16条は、それぞれ「単なる情報の伝達」、「一時的な情報の保存（キャッシング）」及び「情報の保存（ホスティング）」について規定するものであったが、2024年3月に廃止されている。また、同命令第2条は、情報社会サービスについて、オンラインで行われる経済活動及び通常は有償で、隔地者間において、電子的手段により、かつ、サービスの名宛人の個別の要求に応じて提供されるサービスと定義している。なお、立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。

(5) 2003年6月30日立法命令第196号は、制定当初、「個人データの保護に関する法典（Codice in materia di protezione dei dati personali.）」という題名であったが、2018年8月の改正以降、「個人データの取扱いに関する自然人の保護及び当該データの自由な移転に関し、並びに指令 95/46/EC を廃止する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) 2016/679 [一般データ保護規則] に国内秩序を適応させる規定についての個人データの保護に関する法典（Codice in materia di protezione dei dati personali, recante disposizioni per l'adeguamento dell'ordinamento nazionale al regolamento (UE) n.2016/679 del Parlamento europeo e del Consiglio, del 27 aprile 2016, relativo alla protezione delle persone fisiche con riguardo al trattamento dei dati personali, nonché alla libera circolazione di tali dati e che abroga la direttiva 95/46/CE.）」という題名になっている。2018年8月の個人データの保護に関する法典の改正に関しては、芦田淳「【イタリア】個人データ保護法典等の改正」『外国の立法』No.277-2, 2018.11, pp.14-15. <<https://doi.org/10.11501/11179147>> を参照。

- 遮断の要請を提出することができる。
2. 第1項に規定する要請を受領してから24時間以内に責任者が要請された非公開、削除若しくは遮断の措置を行う役割を引き受けたことを通知せず、48時間以内に措置を行わなかつた場合又は[データの]取扱管理者若しくはインターネットサイト若しくはソーシャルメディアの管理者を特定できない場合には、関係者は、通報又は異議により、個人データ保護機関⁽⁶⁾に同様の要請を行うことができ、同機関は、要請の受領から48時間以内に、前述の2003年6月30日立法命令第196号第143条及び第144条⁽⁷⁾の規定に基づいて措置を行う。

第3条 統合行動計画

1. 家族政策についての委任を受けた政治機関の同意を得て、この規定の施行日から30日以内に制定される教育及び成績担当大臣の命令により、教育及び成績省に、いじめ及びネットいじめの予防及び対処のための専門家会議が、財政の新たな負担又は追加負担なしに設置され、同会議には、首相府家族政策局、教育及び成績省、内務省、労働及び社会政策省、司法省、企業及びメイドインイタリー省、保健省、1997年8月28日立法命令第281号〔国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県の間の常設会議の定義及び権限拡大並びに州、県及びコムーネに利害の共通する事項及び任務に関する国・都市及び地方自治体会議との統合〕⁽⁸⁾第8条に規定する統合会議⁽⁹⁾、通信における〔適正〕保障のためのオーソリティ〔Autorità per le garanzie nelle comunicazioni〕⁽¹⁰⁾、幼児及び青少年保護機関⁽¹¹⁾、全国利用者会議⁽¹²⁾、メディア及び未成年者自主規制規準適用委員会⁽¹³⁾、個人データ保護機関、未成年者及び青少年の権利促進並びにジェンダー問題に関する実績がある協会⁽¹⁴⁾、ソーシャルネットワーキング

-
- (6) 個人データ保護機関は、個人データ保護のため、1996年に設置された独立の行政機関で、議会により選ばれる4名の構成員から成る。同上
- (7) 2003年6月30日立法命令第196号第143条は個人データ保護機関が個人データの管理者に対して当該データの訂正、消去又は取扱いの制限等を命ずることができること、同第144条は個人データ保護機関が職権で措置を行うことができること等について規定している。
- (8) D.Lgs. 28 agosto 1997, n.281, Definizione ed ampliamento delle attribuzioni della Conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le regioni e le province autonome di Trento e Bolzano ed unificazione, per le materie ed i compiti di interesse comune delle regioni, delle province e dei comuni, con la Conferenza Stato - città ed autonomie locali.
- (9) 統合会議は、国の関係大臣並びに州及び地方団体の代表から構成され、国の活動に対する自治体の協力を推進し、共通の課題について検討するために設置された機関である。
- (10) 通信における（適正）保障のためのオーソリティ（脚注では、以下「オーソリティ」）は、1997年7月31日法律第249号により設立された独立行政機関であり、通信市場における事業者の適正な競争の保障と、利用者の基本的自由の保護をその任務としている。“Istituzione.” Autorità per le Garanzie nelle Comunicazioni website <<https://www.agcom.it/istituzione>>
- (11) 幼児及び青少年保護機関は、児童の権利条約を始めとした国際条約の規定に従い、未成年者の権利及び利益の完全な実施及び保護を確保するために設置された機関である。2011年7月12日法律第112号第1条
- (12) 全国利用者会議は、オーソリティに設置された機関で、通信における活動主体としての市民の権利及び正当な要望の保護に関する全ての問題に関して、オーソリティ、議会、政府並びに視聴覚分野に関する権限を有する又は当該分野において活動を行う全ての公的組織及び民間組織に対して意見を表明し、提案を行うとともに、視聴覚分野に関する意見交換及び議論を促進する。1997年7月31日法律第249号第1条
- (13) メディア及び未成年者自主規制規準適用委員会は、2024年に「メディアリテラシー及びデジタルリテラシーに関する機関間諮問委員会」に改組され、同諮問委員会は、デジタルリテラシー及び未成年者の保護というテーマに関する研究及び調査のプロセスをより円滑にし、未成年者の保護並びにメディアリテラシー及びデジタルリテラシーに関する教育上のテーマに取り組む行政機関間の協働の原則を強化するという任務を有する。“Comitato consultivo interistituzionale per l’alfabetizzazione mediatica e digitale.” Ministero delle imprese e del made in Italy website <<https://www.mimit.gov.it/it/ministero/organismi/comitato-per-lalfabetizzazione-mediatica-e-digitale>>
- (14) 未成年者及び青少年の権利促進並びにジェンダー問題に関する実績がある協会の代表者として、未成年者の権利保護を目的とする非営利団体「テレフォノ・アッズーロ（Telefono Azzurro）」のE.カッフォ（Ernesto Caffo）代

サービスを提供する事業者その他インターネット事業者の代表者並びに生徒⁽¹⁵⁾及びその親の協会の代表、いじめ及びネットいじめの対処に積極的な協会の代表並びに家族政策についての委任を受けた政治機関の同意を得て、教育及び成績担当大臣により任命された、心理学、教育学及び電子的な社会コミュニケーションの分野において特定の能力を有する専門家が参加するものとする。同会議の業務に参加する者には、いかなる名称であれ、報酬、手当、出席料、費用償還又は給与を支払わない。

2. 第1項に規定する専門家会議は、6か月ごとに定期的に招集され、首相府家族政策局の代表者により主宰され、その設置から180日以内に、関連する欧州指令を遵守し、[インターネットその他通信技術を利用する子供の保護に関する複数年度の共同体計画に関する] 2008年12月16日の欧州議会及び理事会決定1351/2008/ECに定める欧州連合の複数年度計画の範囲内で、いじめ及びネットいじめの対処及び予防のための統合行動計画を作成するものとし、郵便通信警察⁽¹⁶⁾その他警察との協力も利用した未成年者保護のためのコンテンツの監督及び【関係】事象の変化の監視を目的としたデータ収集システムを実現するものとする。専門家会議は、2019年8月20日法律第92号〔「教育機関における公民教育教授の導入」〕⁽¹⁷⁾第5条第3項に規定するデジタル上の児童及び青少年の権利及び義務に関する諮問会議と協力するものとする。
3. 第2項に規定する計画は、同項に定める期限内に、ソーシャルネットワーキングサービスを提供する事業者その他インターネット事業者が遵守しなければならない、いじめ及びネットいじめの予防及び対処のための共同規制に関する規準⁽¹⁸⁾によって補完されるものとする。同規準により監視委員会を設置し、当該委員会に、第2条第1項に規定する要請の標準的な手続及びフォーマットを特定する【任務】とともに、テクノロジーの発展及びこの条の第1項に規定する専門家会議が収集したデータに基づいて、同第1項に規定する命令により規律される方式に従って当該要請を提出することができる【宛先の】主体の類型を定期的に更新する任務を与える。当該監視委員会の業務に参加する者には、いかなる名称であれ、報酬、手当、出席料、費用償還又は給与を支払わない。

表ら6名が選ばれている。Decreto del Ministro dell'istruzione e del merito 18 novembre 2024. <<https://www.famiglia.governo.it/media/22klysql/tavolo-bullismo-e-cyberbullismo-membri.pdf>>

(15) 生徒を代表する者として、県学生会議議長全国協議会の代表者及び副代表者が参加している。ibid. 県学生会議議長全国協議会は、教育省の諮問機関であり、国レベルで学生の意見交換及び代表のための常設の場を保障する。1996年10月10日共和国大統領令第567号第6条の2。なお、前掲注(14)で出典として挙げた専門家会議の設置命令及びその補完命令(Decreto del Ministro dell'istruzione e del merito 31 Marzo 2025. <<https://www.famiglia.governo.it/media/zzybxbl/decreto-integrativo-31-marzo-2025.pdf>>)を見る限り、実際の専門家会議は、2017年法第3条第1項に列挙された全ての代表を含んでいない。

(16) 郵便通信警察は、1981年に創設された国家警察の機関で、情報犯罪の予防及び対処、憲法で保障された信書の秘密及び全ての形態の通信の自由の保障を担う。“Presentazione.” Commissariato di P.S. on-line website <<https://www.commissariatodips.it/profilo/presentazione/index.html>>; “Storia.” Commissariato di P.S. on-line website <<https://www.commissariatodips.it/profilo/storia/index.html>>

(17) L. 20 agosto 2019, n.92, Introduzione dell'insegnamento scolastico dell'educazione civica. 同法に関しては、芦田淳「【イタリア】公民教育に関する見直し」『外国の立法』No.281-2, 2019.11, pp.16-17. <<https://doi.org/10.11501/11382324>> 参照。

(18) 当該規準は、経済発展省(2022年10月のメローニ(Giorgia Meloni)政権発足以降は、企業及びメイドインイタリー省となっている。)が2014年に策定したネットいじめに対処するための自主規制規準の経験をいかしたものとすることが2020年の専門家会議で確認されている。“Cyberbullismo: riunione del tavolo tecnico,” 5 marzo 2020. Dipartimento per le politiche della famiglia website <<https://www.famiglia.governo.it/it/politiche-e-attivita/comunicazione/notizie/cyberbullismo-riunione-del-tavolo-tecnico/>>

4. 第2項に規定する計画は、教育機関、地方団体、スポーツ組織及びサードセクターの組織と協力して、各地域に存在する社会教育機関が主に関与する、市民を対象とした、いじめ及びネットいじめの事象に関する情報〔提供〕及び予防に係る取組についても定めるものとする。
 5. 第2項に規定する計画の範囲内で、家族政策についての委任を受けた政治機関は、通信における〔適正〕保障のためのオーソリティ及び個人データ保護機関と協力し、第7項第1文に規定する資金の限度内で、いじめ及びネットいじめの事象に関する予防及び啓発のための定期的な情報キャンペーンを、主要なメディア並びに報道機関及び民間の主体を利用して、ペアレンタルコントロールシステムに関する知識の普及を目的としたものも含め、準備するものとする。
 6. 教育及び成績担当大臣は、この規定の施行日を含む年の翌年から、毎年12月31日までに、第1項に規定するいじめ及びネットいじめの予防及び対処のための専門家会議が実施した活動の成果に関する報告書を両議院に提出するものとする。
 7. 第5項の規定を実施するため、2017年度から、年間5万ユーロ⁽¹⁹⁾の支出が認められる。関連する負担は、2017年度、2018年度及び2019年度について、2017-2019年度3か年予算のために、2017年度の経済及び財務省の見積額のミッスイオーネ「分配される基金」のプログラム「準備基金及び特別基金」内に計上された当座勘定の特別基金の割当額から、同省に關係する準備金を部分的に使用する目的で、相当分を減額することにより措置するものとする⁽²⁰⁾。
- 7-2 第5項の規定を実施するため、第7項に規定する支出権限は、2024年度から年間10万ユーロに増額するものとする。関連する負担は、2024-2026年度3か年予算のために、2024年度の経済及び財務省の見積額のミッスイオーネ「分配される基金」のプログラム「準備基金及び特別基金」内に計上された当座勘定の特別基金の割当額から、同省に關係する準備金を部分的に使用する目的で、相当分を減額することにより措置するものとする。
8. 経済及び財務大臣は、その命令によって必要な予算修正を行う権限を有する。

第4条 教育機関における予防及び対処のための指針

1. 第1条第1項に規定する目的の実施のため、教育、大学及び研究省は、司法省少年司法及び共同体司法局の意見を聴取して、この法律の施行日から30日以内に、郵便通信警察の協力をを利用して、学校におけるいじめ及びネットいじめの予防及び対処のための指針であって、手続の指示についても定めるものを採択し、及び2年ごとに改定するものとする。
2. 第1項に規定する指針は、2015年7月13日法律第107号〔「国家の教育及び育成制度の改革並びに現行法規定の再編に係る委任」〕⁽²¹⁾第1条第7項1〔エル〕号の規定に従い、2017

(19) 1ユーロは、約158円（令和7年4月分報告省令レート）。

(20) ミッスイオーネは、歳出区分の最上位の階層で、公的支出の主たる機能や達成しようとする戦略目標を示す。プログラムは、歳出区分の2番目の階層で、ミッスイオーネの範囲内で設定された目標を達成するための、同質の目的を持つ経費の総体である。萩原真由美「イタリアの国家予算制度—近年の制度改革を反映して—」『レファレンス』806号、2018.3, p.81. <<https://doi.org/10.11501/11054852>>

(21) L. 13 luglio 2015, n.107, Riforma del sistema nazionale di istruzione e formazione e delega per il riordino delle disposizioni legislative vigenti. 同法第1条第7項1号は、不登校、あらゆる形態の差別及びネットいじめを含むいじめの予防及び対処並びに個別化された課程による特別な教育を必要とする生徒の教育機関への受入れ及び学習権の強化を規定している。

年から 2019 年までの 3 年間については、各教育機関の自治のために責任者の参加を定めた学校職員の研修、学校におけるいじめ及びネットいじめの予防及び対処における生徒及び教育機関内部でピアエデュケーション⁽²²⁾ 活動を行ったことがある元生徒の積極的な役割の促進、関係未成年者の支援及び再教育の措置、教育、大学及び研究省が管理する効果的なガバナンスシステムを含むものとする。当該指針の採択は、財政に新たな負担又は追加負担をもたらすものであってはならない。

2-2 各教育機関は、その自治の範囲内で、第 1 項に規定する指針に従い、いじめ及びネットいじめの事象の予防及び対処のための内部規準を採択し、並びに生徒、教師、家族及び専門家の代表者が参加する常設監視会議を設置する。

3. 各教育機関は、その自治の範囲内で、いじめ及びネットいじめの予防及び対処のために講ずる手続にも言及して第 1 項に規定する指針をその規則に取り込み、また、警察並びに各地域に存在する青少年協会及び青少年センターの協力も利用することにより、関連する取組を調整する任務を負う責任者を教員の中で特定するものとする。

4. 州学校局は、育成及び啓発の活動の範囲内で国又は地域のレベルで活動する他の全ての管轄機関、団体又は協会の関与を補助し、かつ、活用するとともに、青少年が「いじめ及びネットいじめから」身を守り、及び対処するための行動を奨励する目的で、いじめ及びネットいじめに対処するための統合的な活動並びに適法性に関する教育を各地域で推進するために、司法行政の青少年関連機関、県長官庁 - 中央政府地方局⁽²³⁾、地方団体、地域〔保健〕機関、警察、協会及び団体と協力して、学校ネットワークによって作成された特に重要な計画への資金提供に係る公告の公表を推進する。透明性及び行政が私法上の契約を締結する際の手続を尊重して、資金提供を受けるための公告、割り当てられる個々の資金提供の額、受益者及び資金提供を受ける計画の詳細は、州学校局の所定のインターネットサイトで公表される。

5. 2015 年 7 月 13 日法律第 107 号第 1 条第 7 項 h 号⁽²⁴⁾ の規定に従い、全ての等級及び年次の教育機関は、その自治の範囲内及び現行法で使用可能な資金の範囲内において、カリキュラム上の異なる科目を横断する要素として、インターネットの自覚的な利用並びに情報テクノロジーの利用に関連する権利及び義務に関する教育を、異なる教育年次の間での継続性を有する適切で計画的な活動又は地方団体、地域〔保健〕機関、警察機関、協会及び団体と協力して学校ネットワークにより作成される計画の実施も介して、推進するものとする。

6. 地域〔保健〕機関は、この法律の目的を追求する協会その他団体の協力を得て、使用可能な資金の範囲内において、いじめ行為及びネットいじめ行為の被害者である未成年者を支援すること並びに当該行為の加害者である未成年者を修復的活動又は社会的に有用な活動も介して再教育することを目的とする、個人に合わせた具体的な計画を推進するものとする。

(22) ピアエデュケーション（仲間の間での教育）は、同じ年齢又は同じ社会集団に属する者の間で情報、経験及び感情を交換及び共有する教育手法である。“Peer Education.” Società Italiana di Psicologia Educazione e Artiterapie website <<https://www.sipea.eu/public/articoli/414/peer%202.pdf>>

(23) 県長官庁 - 中央政府地方局は、国の地方機関の行政活動が調整の上で実施されることを確保し、当該機関と地方団体との誠実な協働を保障する役割を担う。AA.VV., *Manuale di diritto degli enti locali*, 27 ed., Napoli: Edizioni giuridiche SIMONE, 2022, p.21.

(24) 2015 年 7 月 13 日法律第 107 号第 1 条第 7 項 h 号は、特に計算的思考並びにソーシャルネットワーク及びメディアの批判的かつ自覚的な利用などに関する、学生のデジタルスキルの発展を規定している。

第4条の2 生徒に対する心理的支援サービス

- この法律の目的を実施するために、州は、現行法において使用可能な資金の範囲内において、かつ、財政に新たな負担又は追加負担をもたらすことなく、州学校局との協定を通じて、要請を行った全ての等級及び年次の教育機関に対して、生徒の人格の発達及び育成を助長し、並びに危険因子又は生きづらい状況を予防するために、家族の関与も介して、生徒に対する心理的支援サービスを提供する取組を講ずることができる。

第5条 家族への情報提供、教育機関における制裁並びに支援及び回復に係る計画

- 犯罪を構成する場合を除いて、その権能を行使する中で、管理する教育機関に在籍する生徒が関係する、電子的ではない形態で行われたものも含む第1条に規定する行為を認識した教育機関の長は、第4条に規定する指針に定められた手続を適用する。さらに、教育機関の長は、関係する未成年者の親又は親権者に適時に情報提供し、及び教育機関による調停の過程に学級を構成する集団を参加させることも含め、当該未成年者に関して適切な教育的取組を推進するものとする。最も深刻な場合又は行為が繰り返し行われ、教育機関により講ぜられた教育的取組が肯定的な成果をもたらさない場合には、教育機関の長は、1935年5月27日法律第835号により修正とともに〔法律に〕転換された1934年7月20日緊急法律勅令第1404号〔未成年者裁判所の創設及び機能〕⁽²⁵⁾ 第25条⁽²⁶⁾に規定する再教育措置の開始のためにも、管轄当局に報告するものとする。
- 制定後の改正を経た1998年6月24日共和国大統領令第249号〔中等学校の生徒の憲章に関する規則〕⁽²⁷⁾に定める規則第4条第1項に規定する教育機関の規則⁽²⁸⁾及び前述の1998年命令第249号の第5条の2に規定する共同責任教育協定⁽²⁹⁾は、この法律の第4条に規定する指針に基づき、いじめ及びネットいじめの行為に関する具体的な基準並びに行為の重大性に見合った関連懲戒処分により補完される。

第6条 2008年3月18日法律第48号第12条に規定する基金に係る再資金提供

- 郵便通信警察は、毎年、第3条第1項の専門家会議に対し、ネットいじめ事象への対処措置の成果について報告するものとする。その報告書は、2005年3月7日立法命令第82号⁽³⁰⁾

(25) R.D.L. 20 luglio 1934, n.1404, Istituzione e funzionamento del tribunale per i minorenni. (convertito con modificazioni dalla L. 27 maggio 1935, n.835.) 緊急法律勅令とは、緊急かつ絶対的な必要がある非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する勅令で、公布後2年以内に、法律に転換されなければその期限の日に失効する。1926年1月31日法律第100号「法規範を公布する執行権の権能」(L. 31 gennaio 1926, n.100, Sulla facoltà del potere esecutivo di emanare norme giuridiche.) 第3条に基づく。ただし、同法は、既に廃止されている。

(26) 同勅令第25条は、人、未成年者及び家族裁判所（旧・未成年者裁判所）の検察官について、未成年者が、明らかに不適切な行動若しくは性格を示している場合又は人、動物若しくは物に対して攻撃的な行動（集団で行われる場合及び電子的な手段を用いて行われる場合を含む。）若しくは他者の尊厳を傷つけるような行動を行っているという情報を得た場合、必要な情報を収集した上で、調停手続を開始するための条件を確認するか、又は、未成年者、その親若しくはその他親権者から意見を聴取して、社会福祉機関の指導及び監督の下、再教育的及び修復的な目的を持つ教育計画の実施を、理由を付した命令により、同裁判所に対して要請することができる規定している。

(27) D.P.R. 24 giugno 1998, n.249, Regolamento recante lo statuto delle studentesse e degli studenti della scuola secondaria.

(28) 各教育機関の規則は、生徒の義務、学校コミュニティ内の関係の適正な発展、各学校固有の状況に関する規律違反行為、それに対する制裁、制裁を科す権限を有する機関及び制裁手続について定めるものである。1998年6月24日共和国大統領令第249号第4条第1項

(29) 共同責任教育協定は、教育機関、生徒及び家族の関係における権利及び義務を詳細に定めることを目的とする文書で、生徒及びその親は入学時に当該文書に署名することを求められる。1998年6月24日共和国大統領令第249号第5条の2

(30) D.Lgs. 7 marzo 2005, n.82, Codice dell'amministrazione digitale.

- で定めるデジタル行政法典第 68 条第 3 項 a 号⁽³¹⁾に基づいて公表されるものとする。
2. インターネットの安全な利用並びにネットいじめの予防及び対処を目的とした、教育機関及び地域における育成活動の遂行に関する必要に対して、2017 年度、2018 年度及び 2019 年度のそれぞれについて、20 万 3000 ユーロに相当する追加財源が、2008 年 3 月 18 日法律第 48 号〔「2001 年 11 月 23 日にブダペストで締結された欧州評議会サイバー犯罪条約の批准及び実施並びに国内法の適合に関する規範」〕⁽³²⁾ 第 12 条に規定する基金⁽³³⁾に計上される。
 3. この条の第 2 項により生じる、2017 年度、2018 年度及び 2019 年度のそれぞれについて 20 万 3000 ユーロに相当する負担は、2017-2019 年度 3 か年予算のために、2017 年度の経済及び財務省の見積額のミッスイオーネ「分配される基金」のプログラマ「準備基金及び特別基金」内に計上された当座勘定の特別基金の割当額から、同省に關係する準備金を部分的に使用する目的で、相当分を減額することにより措置するものとする。
 4. 経済及び財務大臣は、その命令によって必要な予算修正を行う権限を有する。

第 7 条 警告

1. インターネットを介したものを含め、14 歳以上の未成年者が他の未成年者に対して行った刑法典⁽³⁴⁾第 594 条、第 595 条、第 612 条及び第 612 条の 3 並びに 2003 年 6 月 30 日立法命令第 196 号で定める個人データ保護法典第 167 条に規定する犯罪⁽³⁵⁾については、訴訟が提起されるか、又は告発が行われるまで、制定後の改正を経た 2009 年 4 月 23 日法律第 38 号により修正とともに〔法律に〕転換された 2009 年 2 月 23 日緊急法律命令第 11 号〔「公共の安全及び性的暴力への対処並びに迫害行為に関する緊急措置」〕⁽³⁶⁾ 第 8 条第 1 項及び第 2 項⁽³⁷⁾に規定する警告手続を適用することができる。
2. 警告のために、県警察本部長は、少なくとも 1 名の親又は親権者と共に未成年者を召喚するものとする。
3. 第 1 項に規定する警告の効力は、〔未成年者が〕成年に達したときに消滅する。

(あしだ じゅん)

-
- (31) デジタル行政法典第 68 条第 3 項 a 号は、オープンデータ形式を規定していたが、2017 年 12 月に廃止された。
- (32) L. 18 marzo 2008, n.48, Ratifica ed esecuzione della Convenzione del Consiglio d'Europa sulla criminalità informatica, fatta a Budapest il 23 novembre 2001, e norme di adeguamento dell'ordinamento interno.
- (33) 2008 年 3 月 18 日法律第 48 号第 12 条は、インターネット上の児童ポルノへの対処及び国家の利益に関わる情報通信基盤の保護のための基金について規定している。
- (34) R.D. 19 ottobre 1930, n.1398, Approvazione del testo definitivo del Codice Penale.
- (35) それぞれ、名誉毀損、中傷、脅迫、性的に露骨な画像等の不法な流布、データの不法な処理について規定している。なお、性的に露骨な画像等の不法な流布とは、いわゆるリベンジポルノを指す。芦田淳「海外法律情報 イタリア 女性への暴力にノー!—DV 等の被害者の保護に関する法律—」『ジュリスト』No.1542, 2020.3, p.116.
- (36) D.L. 23 febbraio 2009, n.11, Misure urgenti in materia di sicurezza pubblica e di contrasto alla violenza sessuale, nonché in tema di atti persecutori. (convertito con modificazioni dalla L. 23 aprile 2009, n.38.) 緊急法律命令とは、緊急の必要がある非常の場合に政府が自らの責任において制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後 60 日以内に、国会により法律に転換されなければ失効する（憲法第 77 条第 2 項及び第 3 項）。
- (37) 2009 年 2 月 23 日緊急法律命令第 11 号第 8 条第 1 項及び第 2 項の内容は、次のとおりである。第 1 項「刑法典第 612 条の 2 [ストーカー行為] 及び第 612 条の 3 [性的に露骨な画像等の不法な流布]」に規定する犯罪について告訴が提起されない限り、被害者は、〔被害の〕事実を公安当局に報告し、県警察本部長に行為者に対する警告を求めることができる。この請求は、遅滞なく県警察本部長に伝達される。」、第 2 項「県警察本部長は、必要に応じて捜査機関から情報を収集し、事実を知っている者から事情を聴取した上で、その請求に根拠があると認めた場合、〔警告〕措置が求められた者に対して口頭で警告を行い、法律に従った行動を取るよう求め、その内容を調書に作成する。調書の写しは、警告の請求者及び警告を受けた人物に交付される。〔後略〕」